

富士見公園再編整備事業におけるPark-PFI事業

特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

令和4年3月

川崎市

富士見公園再編整備事業における Park-PFI 事業

特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

富士見公園再編整備事業における Park-PFI 事業（以下「Park-PFI 事業」という。）に関して、川崎市（以下「市」という。）と、認定計画提出者たる【●●●●】（以下「Park-PFI 事業者」という。）との間で、以下のとおり合意し、本特定公園施設建設・譲渡契約を締結する。

（総則）

第 1 条 市及び Park-PFI 事業者は、この契約の履行に際し、市及び Park-PFI 事業者が令和 4 年●月●日に締結した富士見公園再編整備事業における Park-PFI 事業実施協定書（以下「実施協定書」という。）を遵守するものとする。

（譲渡の対価）

第 2 条 実施協定に基づき、Park-PFI 事業者が市に譲渡する特定公園施設（以下「譲渡物件」という。）は、別紙「物件目録」のとおりである。

2 譲渡物件に係る対価は、無償とする。

（引渡し）

第 3 条 Park-PFI 事業者は、令和●年●月●日（以下「引渡し予定日」という。）までに、譲渡物件の整備を完了し、市に引渡しを行うものとする。

2 市及び Park-PFI 事業者は、協議により、引渡し予定日を変更することができるものとする。

（契約不適合）

第 4 条 特定公園施設に関する Park-PFI 事業者の契約不適合責任については、実施協定書第 51 条に定めるところによる。

（譲渡契約の変更）

第 5 条 本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

（裁判管轄）

第 6 条 本契約に起因する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第7条 譲渡物件の譲渡に関し、本契約に規定のないものは、実施協定書、川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）その他関係法令（以下「本契約書等」という。）の定めるところによるものとし、本契約書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市及びPark-PFI事業者で協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、市及びPark-PFI事業者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年●月●日

市

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長

印

Park-PFI事業者

(所在地)

(事業者名)

(代表者名)

印

別紙 物件目録

